

回 答 書

事業名	「みのワン」周知宣伝業務	質問日	令和 3 年 4 月 8 日（木）	整理番号	1
		回答日	令和 3 年 4 月 12 日（月）		
質 問 内 容					
<p>仕様書の【5. 業務内容 (1) 各種イベント等への「みのワン」参加業務】について、業務時間が8時間を超える場合、例えば12時間の場合は1.5日と換算して構わないでしょうか。同様に8時間に満たない場合は0.5日などと換算するのでしょうか。</p>					
回 答 内 容					
<p>業務時間は、各イベントごとに受注者と発注者で事前協議を行い決定します。原則8時間としていますが、時間を超える場合、また満たない場合は調整することとなります。</p>					